

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針の一部を改正する告示案 新旧対照条文

○旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第二章 特定の運転者に対する特別な指導の指針</p> <p>1 (略)</p> <p>2 指導の内容及び時間</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のいずれかに掲げる者（貸切バス以外の一般旅客自動車運送事業の事業用自動車（以下「一般旅客自動車」という。）の運転者として新たに雇い入れた者又は選任した者）<u>あつては、雇入れの日又は選任される日前3年間に他の旅客自動車運送事業者において当該旅客自動車運送事業者と同一の種類の事業の事業用自動車の運転者として選任されたことがない者に限り、</u>特定旅客自動車の運転者として新たに雇い入れた者又は選任した者<u>にあつては、過去3年間に乗合バス、貸切バス、ハイヤー・タクシー及び特定旅客自動車のいずれの運転者としても選任されたことがない者に限る。</u>）（以下「初任運転者」という。）</p> <p>① 当該旅客自動車運送事業者において事業用自動車の運転者として新たに雇い入れた者</p> <p>② 当該旅客自動車運送事業者において他の種類の事業用自動車の運転者として選任されたことがある者であつて当該種類の事業の事業用自動車の運転者として初めて選任される者</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 適性診断の受診</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 運転者として新たに雇い入れた者（貸切バス以外の一般旅客自動車又は特定旅客自動車の運転者として新たに雇い入れた者）<u>であつて、雇入れの日前3年間に初任診断（初任運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものをいう。）を受診したことがある者及び個人タクシー事業者を除く。</u>）</p>	<p>第二章 特定の運転者に対する特別な指導の指針</p> <p>1 (略)</p> <p>2 指導の内容及び時間</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のいずれかに掲げる者であつて、雇入れの日又は選任される日前3年間に他の旅客自動車運送事業者において当該旅客自動車運送事業者と同一の種類の事業の事業用自動車の運転者として選任されたことがない者（特定旅客自動車の運転者として新たに雇い入れた者又は選任した<u>もの</u>）<u>にあつては、過去3年間に乗合バス、貸切バス、ハイヤー・タクシー及び特定旅客自動車のいずれの運転者としても選任されたことがない者に限る。</u>）（以下「初任運転者」という。）</p> <p>① 当該旅客自動車運送事業者において事業用自動車の運転者として新たに雇い入れた者</p> <p>② 当該旅客自動車運送事業者において他の種類の事業用自動車の運転者として選任されたことがある者であつて当該種類の事業の事業用自動車の運転者として初めて選任される者</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 適性診断の受診</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 運転者として新たに雇い入れた者であつて雇入れの日前3年間に初任診断（初任運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものをいう。）を受診したことが<u>ない者</u>（個人タクシー事業者を除く。）</p>

当該旅客自動車運送事業者において事業用自動車の運転者として選任する前に初任診断を受診させる。

(3) (略)

5 (略)

当該旅客自動車運送事業者において事業用自動車の運転者として選任する前に初任診断を受診させる。

(3) (略)

5 (略)

附 則
この告示は、平成二十八年十二月一日から施行する。